

産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会（第11回） 議事録

日時：令和3年3月24日（水）15時30分～17時30分

場所：Web開催（Skype for Business）

議事

1. 中間とりまとめ骨子案の説明
2. 工業用水道事業者による骨子案への意見
3. ゲストスピーカーによるプレゼンテーション
4. その他

議事内容

○塩手地域産業基盤整備課長

それでは、定刻になりましたので、産業構造審議会地域経済産業分科会第11回工業用水道政策小委員会を開催します。冒頭の議事進行をさせていただき地域産業基盤整備課長の塩手でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員・オブザーバーの皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらず出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、**Skype for Business**を使用したWebでのご参加をいただく形式で委員会を開催します。資料は**Skype**上で投映、もしくは事前に送付している資料をご覧ください。また、委員及びオブザーバーの皆様におかれましては、ご発言の時以外はカメラとマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

では、開催に先立ち、事務局を代表して、地域経済産業政策統括調整官の桜町から、一言ご挨拶させていただきます。

○桜町地域経済産業政策統括調整官

桜町でございます。委員とオブザーバーの皆様、ご多忙の中、参加いただき、誠にありがとうございます。また、本日、ゲストの熊本県企業局におかれましては、貴重なお時間をいただき、厚く御礼申し上げます。

コロナウイルス感染症拡大防止をする観点で、前回の小委員会に引き続き、今回も**Skype for Business**を用いて開催させていただくことをご了承ください。

前回の委員会では、工業用水道事業における現状と課題について、再整備した論点に対する仮説の提示を行い、皆様に議論をいただいたところです。今回の小委員会では、前回までの議論を踏まえて、強靱化の促進・経営改善による

広域化等、及び民間活用の促進ということも論点に取り上げ、施策の方向性を考えていきます。それから、求められる事業者の取り組みについて、中間とりまとめ骨子案をまとめました。後ほど、事務局から説明させていただきたいと思います。また、この骨子案に対して、工業用水道事業者を代表して、山口県企業局から意見表明をいただくことになっています。本日は、これらを中心に議論いただければと思っています。

加えて、民間活用の促進に係わる事例紹介として、今年4月よりコンセッション方式による事業を開始予定としていらっしゃる、熊本県企業局をゲストスピーカーとしてお招きしています。コンセッション方式導入に至る経緯やスキーム、見込まれる効果について、発表いただく予定です。他の工業用水道事業者においても、大変有意義な内容になるのではないかと考えています。限られた時間ではありますが、委員の皆様方におかれましては、忌憚の無いご意見及び活発な議論をお願いします。

○塩手地域産業基盤整備課長

桜町調整官、ありがとうございました。まず、委員につきましては、資料1の委員等名簿をご覧ください。なお、長岡委員におかれましては、所用により欠席です。また、江夏委員におかれましては、途中から出席いただく予定です。本日は、過半数の委員にご出席いただきましたので、産業構造審議会運営規程により、当委員会が成立しているということで進めさせていただきます。

また、オブザーバーとして、山口県の正司公営企業管理者、総務省の小野課室長補佐に出席いただきました。愛知県の小瀬村技術監はご都合により、欠席です。また、今回は、熊本県企業局から永松様をゲストスピーカーとしてお招きしており、プレゼンテーションをお願いしております。永松様、後ほどよろしくお願ひ致します。それでは、ここから小泉委員長に議事を進行していただきます。どうぞよろしくお願ひ致します。

○小泉委員長

ご紹介頂きました小泉です。本日は、第11回工業用水道政策小委員会の委員長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。前回、欠席した際は、石井先生に委員長代理を務めていただきまして、この場を借りてお礼申し上げます。今回の委員会においても、委員の皆様から、忌憚の無いご意見をいただきたいと思っております。

これから議事に入りますが、審議を始めるにあたり、本日の資料含めて原則公開といたしますが、よろしいでしょうか。リモートの委員の皆様も、いかがでしょうか。

<異議なしと確認>

それでは、資料内容について公開とさせていただきます。なお、議事につきましては、小委員会終了後、速やかに公開、議事録につきましては委員及びゲストスピーカーの皆様を確認を受けた上で公開することとさせていただきます。また、資料についても、原則公開と考えていますので予めご承知ください。

それでは議事に入ります。議事内容の(1)の中間とりまとめ骨子案の説明、これについて説明をお願いします。

○塩手地域産業基盤整備課長

それでは資料2の中間とりまとめ骨子案をご覧ください。

まず、1ページ目と2ページ目ですが、工業用水道事業の現状と課題ということで、令和2年10月に開催した第9回の小委員会、それから、令和3年2月に開催した第10回の小委員会で示した内容を要約させていただいているところです。

1ページ目の最初、工業用水道事業の現状ということで、設備が築50年を経過して更新時期を迎えている等、現状を簡単に整理しています。それから、ページ中央から下部には、工業用水道事業者へのアンケートを行った結果から、浮き彫りになった課題を示しています。課題は、3点ありまして、1つは施設強靱化の進捗状況とBCPの策定状況ということで、強靱化がまだ十分に進んでいない状況であるとか、BCPを策定していない事業者が一定数存在することを示しています。また、BCPを策定している事業者においても、その効果が十分発揮されていないのではないかということを示しています。

続いて、2ページでございます。(2)の今後の経営状況ということですが、経常収支比率が100%未満の事業の経営改善策の1つとして、料金値上げが考えられますが、ユーザーとの交渉が困難であると回答した事業者が一定数存在するということを示しています。それから(3)の広域化等、民間活用とデジタル技術の利活用についてですが、収入等と比較をして、支出減の取り組みを考えている事業者が少ないことが分かります。特に、デジタル技術等の導入に際して、多くの事業者がその導入効果が不明瞭であり、利用者が少ないことを不安に感じており、広域化等に係わる事業においても、導入がなかなか進んでいないということを示しています。このような、前々回と前回での整理と議論を受け、3ページ以降に課題を踏まえた今後の施策の方向性と期待する事業者の取り組みというところを整理させていただきました。3ページの最初では、強靱化の促進、工業用水道事業費補助金の見直しについて示しています。

これらの項目ごとに施策の方向性、それから想定されるスケジュール・進め方・求められる事業者の取り組みという形で整理をさせていただきました。

まず、補助金の見直しですが、これについては、施設の老朽化及び強靱化を対象にした、これまでの補助金制度を見直し、施設を改築すると共に、補助する事業をより強固にしていくというような方向性を示しているものです。その中には、強靱化の他、耐震化や浸水対策、停電対策も含めているところです。令和2年12月に閣議決定された、強靱化のための5ヶ年加速化対策の内容を踏まえたものです。想定されるスケジュールと進め方ですが、来年度中に支援対象を見直し、再来年度の補助金施行から適応していくということを考えています。ただし、政策強化を実施し、複数年における継続事業というものが見込まれていることから、その継続事業が令和5年度まで続くため、完全な強靱化への取り組みは令和6年度以降になってきます。求められる事業者の取り組みですが、このような補助金を通じて、強靱化の取り組みを加速化していただきたいということです。

続いて(2)のBCP策定の促進ということです。BCPについては、まず、工業用水道事業者にBCP策定、あるいは改定状況を定期的に公表するというところを行っていただきたいと思います。もう1点は、BCP策定のためのガイドラインの策定です。まだBCPそのものが出来ていないという事業者が、一定数存在しているため、それに対するガイドラインの策定をしていくということです。想定されるスケジュールですが、令和3年度中に事業者によるBCP策定・改定状況を把握して公表し、令和4年度以降もBCP策定・改定状況調査を継続します。1回だけではなく、毎年、状況調査を継続していくことが重要と考えています。それぞれの事業者において、BCP策定を行い、他の工業用水道事業者にも提供していくということもあるかと思えます。それから、BCP策定ガイドラインについては、令和3年度末を目標として、約1年間かけて策定に向けた検討を行っています。求められる事業者の取り組みは、3ページ下部から4ページにかけての部分です。これまで申し上げてきましたが、事業者の皆様にはBCP策定状況の把握と積極的な公表をしていただきたいと思えます。それから、ガイドラインの策定プロセスにも事業者の方々に関与をしていただきたいと考えています。

そして、BCPの状況把握と公表を通じて抽出される優良事例に着目して、工業用水協会のホームページで、事業者間での使い勝手の良いデータベースを作ってくださいそれを運用していくということを是非お願いしたいと思っております。

それから、(2)の経営改善というところです。施策の方向性というところで、持続可能な経営を可能とするために、ユーザー企業の十分な理解を得た上

で工業用水道事業の最適化を図ればと考えています。これは、後ほど(3)のところで説明させていただく、デジタル技術等による広域化等・民間活用の促進を含めたものです。最適化と適宜適正な料金設定の実施を促進していくことも望ましいと考えています。想定されるスケジュール及び進め方ですが、令和3年度中に工業用水道事業者のユーザーへ、情報提供や料金改善への取り組み等について把握及び公表することを考えているところです。この公表とは、世の中に広く公表をするというよりは、事業者間で情報共有をするという意味での公表です。それを令和3年度中に行い、令和4年度以降も継続することを考えています。

求められる事業者の取り組みですが、過去に料金交渉をした事業者や、ユーザー企業と非常に良好な関係を保って積極的なコミュニケーションを取っているような事業者については、一定の交渉ノウハウを所有していると考えられます。そういった知見を他の事業者の方々に共有していただくということを期待しています。一方で、料金交渉をうまく行えなかった事業者について、まずは個々の事業の中でコスト削減に取り組んでいただけたらと考えています。加えて、(3)のデジタル技術等による広域化等・民間活用の促進を含めた事業の最適化に向けた取り組みを検討していただくと共に、過去に料金交渉を実施した事業者の経験を参考にしながら、積極的に経営状況を共有しつつ、適切な料金改定を行うということが求められています。

それから、工業用水協会においては、取り組み事例等について、工業用水道事業者が安心できる使い勝手の良いデータベースを作っていただいてしっかり運用をしていただくということが必要と思います。

続いて、デジタル技術等による広域化等の民間活用の促進という部分です。

(1)では、コンセッション方式を含む民間活用の促進検討を示しています。コンセッション方式が2つありますが、これらを始めとする民間活用の導入促進、それから全国各地で開催される協議会における先行事例の導入という2点を述べさせていただきました。コンセッション方式に関しては、令和3年度以降にコンセッション方式の導入を予定している3事業者、本日プレゼンテーションしていただく熊本県に加え、宮城県と大阪市がいらっしゃるわけですが、令和3年度中に意見交換の場を設けるなど、事業者が抱える運営上の課題、それから、制度上の課題に関する調査を実施し、コンセッション方式を含めた多様な民間活用促進に向けて手引書を公表していくということが考えられます。それから、5ページですが、今も全国で官民連携に関する協議会等を開催されているところですが、令和3年度以降については、先行事例、それから手引書等を周知することで事業者への導入検討促進は当然のこと、民間企業に対して求心力向上を図っていきながら、事業者と民間企業のマッチング及び理解の促

進を行っていくということを考えています。これに関連して、事業者に求められる取り組みとして、先ほどから申し上げている官民連携の協議会、あるいは工業用水協会の方で開催されている研究会及び発表会等において、先行してコンセッション方式の導入を予定している事業者の積極的な情報発信を求めています。また、その情報発信を受けて事業者による積極的な導入検討、これもしっかりと行っていただきたいと思っています。

それから(2)の最後の部分である、デジタル技術等の広域化等、民間活用一体的な活用に向けた調査ということです。ここも2つあり、デジタル技術等を利活用した広域化等、民間活用の事業構築モデルの構築があります。2つ目については、水道情報活用システムへの参入を念頭に置いたデジタル技術の最適化構造の検討ということです。その進め方とスケジュールですが、令和3年度からデジタル技術・広域化等・民間活用の一体的な推進に向けた事業モデル構築についてその可能性の調査を行い、調査結果を工業用水道事業者に情報提供していくということをまず国がやらせていただければと考えています。その上で、調査の結果、優良性が確認できれば先行事例の調査に向けた支援策を検討するということになります。

また、水道情報活用システムについては、令和3年度から関係者を交えた検討を行い、その結果、参入実現が高まれば参入促進のための支援策を検討するということです。その支援策については、想定されるスケジュールや時期を明記していませんが、調査結果及び検討結果を踏まえ、どのようなタイミングで支援策を行っていくのが良いのか見極めが必要だと考えており、現時点ではスケジュールを明記していません。なお、事業者からの取り組みではありますが、是非とも積極的な検討や意見交換などをお願いしたいと思っております。このような先進的事例を扱う分野について知見がなく、よく分からず、検討が進んでいけないということもあるかと思っておりますので、ここは是非私どもと一緒に前向きな検討を進めていきたいと思っております。資料2の説明は以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。只今の事務局の説明を受け、本日、工業用水道事業者の代表として、オブザーバー出席をされている山口県の正司公営企業管理者より意見表明をお願いしたいと思います。

○正司公営企業管理者

山口県公営企業管理者の正司でございます。よろしく申し上げます。

私共はこの中間とりまとめ骨子案を拝見させていただき、全国の事業者様にご意見をお伺い致しました。今からその論点を3つほど示させていただき、その上でのご意見という形で申し上げたいと思っております。

まず1点目の強靱化の促進で補助金の見直しですが、今回強靱化の取り組みを加速化させるということがあり、そうした中で施策の方向性について、肯定的な意見も、反対意見もありました。また、これまでの国の方針に基づいてアセットマネジメントを導入して計画的に実施している老朽化対策や管路の二条化によるバックアップも強靱化につながるものではないかという意見も多数あったところです。こうした全国の皆様方のご意見を踏まえてということになりますが、事業者の中には、老朽化が進んでいく施設の健全性を確保しつつ、非常時においても供給を継続して支え続けることができるように、バックアップ機能の強化や耐震性の向上を推進しているところもありました。また、将来を見通した計画的な整備を通じて、工業用水道事業全体の強靱化に取り組み、安定供給体制を一層強化している事業者も存在していました。こうした中で、国土強靱化の方針に合わせて、必要な予算確保の面から、目的を強靱化に限定していくことに一定の理解はできる状況であろうかと考えられます。ここで、強靱化の内容ですが、耐震化・浸水対策・停電対策等があげられているところですが、個々の事業者が強靱化として必要とする対策は、事業者により異なっており、例えば湧水対策であったり、地域の特性や実情を考えていかなければならない必要があるのではないだろうかと思っております。

次のBCP策定の支援と促進がありますけど、全国のご意見の中では、工業用水のBCP策定をしていない事業者は多く、国によるガイドラインの策定や優良事例の提供については、事業者の負担軽減につながると考えられるため、歓迎したいとの意見が多数ありました。こうした意見を踏まえて、工業用水のBCP策定をしていくことは、サプライチェーンの維持やユーザーの事業継続の観点から重要と考えられます。事業者の中には、多種多様な企業に用水を供給しているということから、断水の可否や、給水開始までの時間の設定など、被害想定の設定に苦慮しているということがありますので早い時期、早い段階で、色々ガイドラインが策定されれば、工業用水のBCP策定の進捗にもつながるものだと思います。

先の強靱化の議論と関連して、このBCPを策定する過程において、それぞれの事業者が工業用水道を強靱化していくためには、どういった対策が必要であるかということが明確になってくるのではないかと、そのような効果があると思っております。

次は、経営改善についてです。意見聴取の結果、ユーザーと企業間の交渉情報共有に賛成という意見が多く、一方で、公表する内容については、慎重な検

討を求めるといった意見も多数ありました。また、料金改定に取り組む必要があるという声があった一方、企業誘致という自治体全体の方針や、現在の景気状況から値上げは困難だといった意見もありました。具体的な経営改善方法の1つの意見として、コスト削減につながる薬品の共同購入に取り組んでみてはどうかという具体的な提案もあったところです。それらの動きを踏まえて、事業者は引き続きコスト削減のための努力を継続して、料金改定にも取り組んでいく必要があると考えています。その中で、ユーザー交渉ノウハウの蓄積や共有は非常に重要だと考えているところです。こうした取り組みが進むことを期待しています。一方で、個別の交渉内容公表というのは、相手方を特定する要素が含まれる内容もあるので、その範囲については、検討が必要だろうと思っています。この点については、先ほど塩手課長の説明の中でもあったことであると認識しました。工業用水道ユーザー企業様の理解を得て、経営改善をしていくためにユーザー企業様に現状を知っていただくために、事業者としても、工業用水にかかるこれまでの補助制度が変遷してきたことや、基準料金制度が廃止されたこと、また、事業者としてコスト削減にしっかりと努めているということなどを伝え、その上で将来計画を説明して理解を得られるようにしていく努力が必要であると思っています。国におかれましては、色々な会議であったり、見本市であったり、色々な機会を通じてユーザー企業様に工業用水道の現状や料金制度についても引き続き周知をいただき、ユーザー企業様が料金改定にご理解をしていただけるよう、更にご尽力をいただければと思っています。

次に、大きな3点目のデジタル技術等・広域化等・民間活用についてです。全国のご意見の中では、調査や情報共有について賛成という意見があった一方で、事業規模や地域性等もあって、一律な推進に慎重な意見や各事業者が検討できるようにメリット・デメリットの明確化を求める意見が多く求められました。また、民間活用の導入につきまして、ユーザー企業の理解が重要であるという意見もありました。こうした意見を踏まえて、各事業者は経営改善に不断の努力で取り組んでいます。一方で、その各事業者が置かれている現在の環境というものが各々異なりますので、事業者が検討すべき内容が異なると思っています。このため、各事業者様が置かれている状況に応じて幅広い対応が必要だと思っています。

なお、発表内容にもあった先進事例の収集や広域化等や民間活用が進展していったのちの姿を共有するということは、意義があるものと思います。また、デジタル技術等の活用の情報収集についても、広域化等や民間活用ということは勿論、経営基盤の強化や効率化につながるものだと考えているため、事業者としてこれらの検討はそれぞれが置かれた状況の中でしっかりと進めていきたいと思っています。こうした取り組みにあたりましては、ユーザー企業様のご

理解を得ることが必要不可欠だと思っており、事業者としても、ユーザー企業様へは、工業用水道が抱える現状であったり、今後の方向性をしっかりと周知をして理解を得られるよう努力を重ねたいと思っています。国におかれましては、あらゆる機会を通じて、ユーザー企業様にデジタル技術等・広域化等・民間活用とこれらの推進の現状や課題などを周知いただくような努力をしていただければと思います。

以上、3つの柱についてそれぞれ発表しましたが、全体として、この骨子案の施策について、全国の実業者によっては、見解に差異や濃淡があることも事実です。その中で、この内容の重要性については、十分理解できるものと思っています。今後求められる事業者への取り組みについては、事業者により可能な範囲が異なってはいますが、それぞれの立場の中で、それぞれの取り組みを進めていきたいと考えています。事業者として、今後取り組みを行う中ではそれぞれの状況に応じた要望事項がありますので、国におかれましても考慮いただき、この今後の中間とりまとめに反映いただきたいとお願いいたします。以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。山口県企業局正司公営企業管理者の意見を含めて、これまでの説明に対する質問等あると思いますが、別に時間を確保していますので、まとめて議論をしたいと思います。

では、続きましてゲストスピーカーからのプレゼンテーションに移りたいと思います。本日は熊本県企業局総務経営課長の永松様にプレゼンテーションをお願いしています。永松様にはコンセッション方式を導入する事業者の立場からコンセッション方式導入の経緯や期待される効果等について説明いただきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

○ゲストスピーカー 永松 氏

熊本県企業局総務経営課長の永松と申します。本日は私と担当の岡田の方で熊本県企業局での取り組みを説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

はじめに、本日このような発表の機会をいただきましたことを感謝申し上げます。また、全国初の工業用水道のコンセッション導入にあたり、経産省及び出席されている石井先生を始め、多くの方々に支援いただいたことを重ねて感謝申し上げます。それでは、本県の工業用水道における取り組みを紹介したいと思います。

まず資料の2ページですが、熊本県企業局の工業用水道は3事業を運営していることを表しています。有明工業用水道は菊池川及び竜門ダムを水源としてリクシルなど13社に給水をしております。現在契約率は43.6%に留まっています。八代工業用水道は昨年7月の豪雨で被害が出ました球磨川を水源としてYKKなど24社に給水をしています。契約率は37.9%となっています。また、八代臨海工業用地は今年度で完売をし、残地がゼロの状態です。あと、苓北工業用水道は平成5年から給水を開始しています。主に九電向けに給水をしていて、契約率は98.3%となっています。

続いて資料3ページです。有明工業用水道事業の概要です。取水口から浄水場を経て配水管路が分かれる分水場までは熊本県と福岡県、大牟田市並びに荒尾市の共同施設となっています。熊本県が共同施設の維持管理・運用を行っており、県・市から負担金を得ています。また、金山分水場以降に赤い線で示した配水管路は、本県単独施設となっています。本事業については、一部広域化等の事例として、第9回の本委員会にて、ご紹介いただきました。取水口の上流に位置する竜門ダムを水源としていますが、同ダムの建設費用が当初計画の4倍以上になったということで、企業局の負担も大幅に増加して、財政状況を大きく圧迫している状況です。

続いて、八代工業用水道の概要です。取水口から概要図の中ほど緑線の間中部に位置する萩原接合井までの区間までは、八代平野土地改良区、日本製紙等民間の工業用水利用者との共同施設です。土地改良区が維持管理を行っており、本県は負担金を支払っています。萩原接合井から浄水場までの管路は上水転用に伴い、上天草宇城水道企業団との共同施設となっており、熊本県が維持管理を行っています。浄水場から先は本県の単独施設となっています。

続いてコンセッション対象の2事業の経営状況を説明します。有明工水は令和元年度決算で9700万円の損失を計上しています。未利用水を多く抱える状況に加えて、竜門ダムに関連する負担金が大きく経営を圧迫しており、毎年赤字が続いています。八代工水は未利用水を多く抱え、赤字が続いておりましたが、上水転用により若干ながら黒字に転じています。しかし、取水口の堰の耐震化にかかる負担金や老朽化施設の更新等が今後控えており、収益の悪化が見込まれているところです。両事業併せて未処理欠損金が令和元年度末で46億円となっており、今後とも両事業の大幅な改善が見込めないことから欠損金は増加をする見込みです。毎年の資金不足に関しては、一般会計から借入金等による財政支援を受けているところです。

続いて設備の状況です。両工水とも、昭和50年当初より事業を開始しており、50年程度経過しています。施設の老朽化により、機器が故障し、それによる停止頻度が増加し、信頼が大きく低下している現状です。工業用水安定供

給のため、工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針に基づいて、計画的な施設更新を行っていくため、平成29年に熊本県工業用水道事業施設更新計画を策定しました。計画では、今後37年間で両工水併せて約194億円の更新投資を見込んでいます。

続きまして、事業継続にあたっての課題の整理です。このように両事業は非常に厳しい状況下、今後は老朽化施設の更新をしていく必要があります。また、両事業とも開業当初から、運転保守業務を外部委託する等、最小限の職員で運営を行ってきましたが、近年は経営改善対策として、更なる人員削減を行っており、当該業務に関与する職員減少に伴い、技術系職員減少も大きな課題となっています。これまで、未使用水の上水道転用や人員の削減等、経営改善を進めてきましたが、更なる対策として、公共施設等運営権方式、いわゆるコンセッション方式の導入可能性の調査を行うこととしました。経産省の工業用水道事業におけるPPP/PFI導入促進事業を活用して、平成29年度の導入可能性調査を始め、平成30年には詳細検討を実施し、令和元年に実施方針策定検討を進めました。詳細検討の結果、事業期間の20年間で約5.5億円以上の効果と複数の民間事業者から本事業の関心が寄せられたことから、令和元年3月の議会でコンセッション方式導入の方針を県議会で表明したところです。

なお、本県3工水事業のうち、苓北工業用水道につきましては原水供給とダム管理業務が主体にあることから導入効果が見られなかったため、除外しました。令和元年度からは、国の補助事業を活用すると共に、本県独自にアドバイザー契約を締結し、実施方針策定等のコンセッション方式導入に向けた手続きを進めてきました。

次に、主な検討内容の3項目を紹介します。まず、事業方式については、本事業の公共性や共同管理者、関係自治体等の関係を考慮して、熊本県企業局が、引き続き工業用水道事業者として、一般の需要に応じて、工業用水道により工業用水を供給する事業スキームとしました。また、運営権者は熊本県企業局が工業用水道事業法の責任を担う範囲内で施設の運営等を行い、利用料金の一部を収受することとしています。なお、供給規程に運営権者が運営事業の対価として、利用料金の一部を自ら収入として収受する権利を有する旨を明記し、供給規程変更の届出を行うものとしています。

続いて、有明・八代両工水事業共に、共有施設については当局の持ち分のみ、PFI法により運営権を設定しました。ただし、共同管理者の持ち分を含めた事業対象施設全体の維持管理・運用及び更新業務は運営権者の業務としたところです。コンセッションモデルについては有明・八代各々の収益等について、シミュレーションを行った結果、有明工水については運営権者が収受する料金収入で、必要な更新事業費及び維持管理費全額を賄う収支完結型モデルを

設定しました。八代工水については、収支完結型では事業が成り立たず、運営権者が行う更新事業費に対して、一定の費用を企業局が負担する更新負担型モデルを採用したところです。運営権対価については一括金とした場合、運営権者の金利及び租税負担等により目減りし、VFMが相対的に小さくなることから、運営権者が提案した按分率を料金収入に乗じて当県企業局が収受する方式とし、運営権対価をゼロ円としたところです。

3項目として、マーケットサウンディングの中の意見で更新負担型モデルである八代工水において、県企業局が負担する一部更新事業費については、益金参入により法人税が課せられる可能性があったため、国税局に問い合わせたところ、更新事業費の負担金等については、運営権者の立替金として処理し、益金参入されないことを確認しています。ただし、本事項は課税事業者で運営権者に最終確認を求めているところです。

本件での事業スキームを説明します。当県は、引き続き工水道事業者としてユーザー企業と給水契約を締結します。また、共同管理者との維持管理に係わる協議等については、現行通り当県企業局と共同管理者にて行い、共同管理者から一旦収受した維持管理負担金は運営権者に支払うことにしています。運営権者は現行の運転保守業務委託の範囲を拡大し、施設の維持管理等の工水供給に係わる業務、施設更新に係わる業務、事業計画や財務管理、セルフモニタリング等の総括マネジメント業務を業務対象としています。なお、当県は運営権者の業務履行状況についてモニタリングを行うことにしています。運営権者の営業努力により新規給水に至った場合、当該料金収入は運営権者分とするなどインセンティブを与えることで、未利用水の解消を図ることとしています。

続いて、運営権の設定の範囲について説明します。先ほどの説明の通り、運営権者は共同・単独の区分にかかわらず、施設全体の維持管理・運用を行うものとしています。ただし、運営権の設定範囲は熊本県が所有する部分のみです。管路等の埋設部分については、施設等の劣化状況の把握が困難なため、運営権者は維持管理業務のみを行い、施設更新については県側で実施することとしています。

続きまして、これまでの事業選定のスケジュールです。令和元年9月定例会において既存工業用水道事業の条例を改正し、令和元年10月に実施方針を公表し、事業者選定の手続きを行いました。選定においては、学識経験者などからなる審査会を設置し、本日参加されている石井先生には審査会長を務めていただきました。

そして、令和2年8月に優先交渉権者の選定をして、同年10月に実施契約を締結しました。本公募については、2グループからの応募がありました。両グループとも県の要求水準を大幅に上回った提案がなされました。その中で、

事業期間を通したライフサイクルコストの縮減が十分に図られ、収支改善を期待される点など高い評価を得たメタウォーター株式会社を代表企業とするコンソーシアムを優先交渉権者に選定しました。優先交渉権者の出資により設立された SPC のウォーターサークルくまもと株式会社に対して、令和2年9月定例会の議決を経て、令和3年4月から令和23年3月までの20年間運営権を設定して、実施契約を締結したところです。

資料14ページから17ページについては、優先交渉権者による提案概要を紹介しています。こちらは、当県が抱える課題解決のために、本事業に掲げた5つの基本方針を元に、SPCの経営方針が掲げられています。ここは、時間の関係上割愛させていただきます。

資料最終の18ページをご覧ください。導入効果の方を記載しています。県が自ら実施する場合における事業期間を通しての県の負債並びに事業期間中の共同管理者の費用と選定された提案に基づき、公共施設等運営事業として、運営権者が実施する場合を比較した結果、特定事業を選定して見込んだ効果をさらに上回り、県の負債並びに共同管理者の費用縮減効果が約15.2億円と確認されました。コンセッション導入時における本県の課題として説明した厳しい経営環境や、技術系職員の人材不足に対して運営権者が公共施設等運営事業として、長期に渡る更新及び維持管理の一体的かつ計画的な実施、人材育成・恒常的なセルフモニタリングを実施することで経営改善と技術継承がなされ、持続可能な工業用水道事業となることが期待されています。運営権者が公共施設等運営事業として実施する体制として、地元企業が経営に関与し、県内雇用及び県内企業との連携を推進する体制であることから、県内経済の発展も期待されるところです。有明及び八代の両事業の維持管理において、想定されるリスクの一部を運営権者が公共施設等運営事業として管理することにより、リスクの軽減が図られると共に、予防及び発災時の対応策の効果及び効率化も期待されております。令和3年4月1日より本コンセッション事業が開始されますが、本事業が全国の工業用水道事業のモデルとなるよう、本県企業局と運営権者であるウォーターサークルくまもとの双方が一丸となって協力及び連携をしながら20年間という長期に渡る安定供給の責務を果たしていきたいと考えています。

当県が全国初となるコンセッション方式導入の経験を通じて気づいた点を2点ほどお伝えします。今後、工業用水道事業において、コンセッション方式を含めた民間活用がより一層促進されるよう検討をお願いしたいと思います。

まず1つ目が、PPP/PFIの導入にあたっては事例が少ないこと、法律的及び財務的知識等の専門性が強く、導入手続き期間の短期間内に相当の事務量を要することなどから、当県のように極めて職員数が限られている自治体の単独実

施は極めて困難な状況です。今回は、導入検討から実施方針策定までは国の支援をいただきましたが、導入手続きに係る経費に別途数千万円を要しており、経営改善をコンセッション導入目的の1つとしている当県にとっては非常に大きな負担でした。今後、より一層の国の支援が拡充されればコンセッション導入が促進されると思います。

もう1点が、本事業で提案された任意事業には未稼働資産の有効活用や工業用水の有効活用につながる内容がありました。一方で、補助金適正化法に基づく財産の処分が必要であったり、かつ補助金返還が必要となるケースも見られました。効果的な実施につながると判断をした場合には、処分等の取扱いについて柔軟な運用をしていただくよう、任意事業の積極的な提案につながるものと考えております。熊本県からは以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。それでは、まず、山口県企業局公営企業管理者からの意見表明に関して、塩手課長より発言がありましたらお願いします。

○塩手地域産業基盤整備課長

山口県正司公営企業管理者、意見表明ありがとうございました。全国の事業者の皆様にも、意見をいただき、その上で、事業者による意見には、差異や濃淡があったということですが、そのような状況の中でも今般骨子案で示したようなことについて、重要性について理解できると仰って頂いたことに感謝を申し上げます。その上で、理解を頂いた中で、様々な取り組みを進めていくことが重要だと思っています。今後、より一層のコミュニケーションを取りながら、取り組んで頂きますと幸いです。その上で、やや各論的なところを述べさせて頂くと、補助金見直しの部分については、強靱化というものをどのように捉えるのか、渇水対策など地域の特性を十分に踏まえてという意見もありましたので、私共としては、そういったところをどのように受け止めて補助金の見直しに反映させていかななくてはいけないのか、そのようなことをしっかり考えていきたいと思っています。その見直しの中で、コミュニケーションをしっかりと取りながら考えていきたいと思っています。

それから、BCPのところは早い段階でガイドラインが策定されればというお話がありましたので、私共としては骨子案の中で、来年度末を目途としましたけれども、前倒しできることがあれば、そのようにしていきたいと思っています。

それから、経営改善のところでは、全国の事業者の意見の中で、コスト削減に繋がるような具体的提案があったと聞きましたので、今回、広域化等という

話も1つテーマとしていますが、事業者間の連携をしていくことによって、コスト削減につなげていく可能性というのも、非常に重要であると受け止めさせて頂きました。そのようなところにも、しっかり取り組んでいただきたいと思っています。また、ユーザー企業との関係というところも私共が側面からサポートできるのであれば、しっかりサポートさせて頂きたいと考えています。

それから、コンセッションの話では、熊本県の永松様にプレゼンテーションしていただき、まだまだ多くの事業者が知らない部分です。そういった情報を収集して共有をしていくような取り組みも一緒になって、行わせて頂きたいと思っています。いずれにしても、前向きな意見表明を頂き、感謝申し上げます。それから、永松様のプレゼンテーションの最後に2点仰って頂いた点についても、コメントさせて頂きます。

まず、1点目の導入のための調査で費用がかなりかかったという点です。それについては、私共の予算を使って頂いたということですが、今年度限りで一旦終了となっていますので、今後、まさに支援策をどのように行っていくことが良いのかということをお話を受け止めた上で考えて行かなければならないと思いました。その支援策を用意するにあたり、多くの事業者の皆様のニーズというものが必要だと思っています。支援策を用意したが使われないということでは、施策も進んでいかないため、どう私共が今回の骨子案で示した中身を詰めていき、事業者の皆様の気運が高まっていくのかを考えていく必要があると思います。また、事業者の皆様からのニーズがどのように高まっていくのかということも重要だと思っています。先ほど、永松様のプレゼンの中では、単独での実施は極めて困難だという話をいただきましたが、まさにそこは広域化等ということと併せて、一体的に考えていくということが必要ではないかと思った次第です。

それから2点目は、補助金適正化法の範囲内だと考え、補助金適正化法のルールはルールとして当然守っていくことが大切であると思っています。しかし、そのルールの中でどのように柔軟な運用ができるのかを考えていかなければいけないと思います。仰って頂いたような民間資産の有効活用など、工業用水の更なる発展につなげていくためには、様々な視点から、課題にアプローチして対処していくのかを考えて行かなければいけないと感じました。ケースバイケースといった内容であることとは思いますが、私共としてはルールの範囲内でできる限り柔軟に対応させていただくことが大切であると思っています。経産省と事業者の皆様がコミュニケーションを取りながら、課題解決に向けたアプローチを検討していくことが重要ではないかと思った次第です。以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。山口県の正司様、ご意見等ありますか。

○正司公営企業管理者

塩手課長から、私が申し上げた内容の受け止めと今後の取り組みについて表明をいただきました。引き続き、コミュニケーションを取りつつ、様々な視点から、色々な検討を進めていくというのが非常に重要だと思います。私共もそのように思っておりますので、率直な意見交換がしっかりとできるよう、今後期待させていただきたいと思っております。

○小泉委員長

ありがとうございました。熊本県からは何かありますか。

○ゲストスピーカー熊本県企業局 永松 氏

塩手課長が先ほど、導入検討はニーズが必要と仰られたことは、確かに仰るとおりではありますが、コンセッションの導入を考えている事業者というのは、我々のように経営状況があまり良くないところが中心だと思います。是非、そこを把握していただいて活用できるような補助金事業等を整理していただければと考えています。検討の程、よろしくお祈いします。

○小泉委員長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様より、意見あるいは質問を伺いたいと思っております。委員の皆様で、発言を希望される方は、スカイプのコメント欄に発言を希望する旨の記載をお願いします。コメント順にこちらから指名させていただきますので、指名された後に発言いただければと思っております。よろしくどうぞお願いします。

鍬田委員から発言があるとのコメントがありましたので、鍬田委員お願いします。

○鍬田委員

2点、コメントさせていただきたいと思っております。

まず、工業用水道事業者と工業用水ユーザー間でのコミュニケーションを図っていくということは重要だと思います。一方で工業用水の事業者は、上水道の事業者と同一の場合、一つの自治体の中で、工水部分と上水部分があると思っておりますので、災害時には、勿論上水の対応をした上で、工水の方の対応もしなければならぬと思っております。BCPの中で、工業用水というのは重要なものだと

と思いますが、一般の上水との兼ね合いも今後検討をしていく必要があるのかと思います。その辺について、検討いただきたいと思うのが1点です。

もう1点は、BCPを組む際に、復旧日数をどの程度に見込むのかということに、ユーザーと事業者との間でのコミュニケーションが重要になってくると思います。具体的な復旧日数をどのように共用するのかということですが、現在の水道施設耐震工法指針において、災害時の復旧日数というものが設定されています。これは、被害箇所一件数あたり何日で復旧できるのかを神戸の被災経験を基に示されています。私の方で東日本大震災以降の地震で比較的大口径の管の復旧日数を調査したところ、神戸の時では、1か所あたりの復旧日数は2日でしたが、東日本大震災では復旧に1週間、2週間かかっている事業者も結構ありました。BCPを組む際、復旧日数をどのように見積もるのかということについては、できるだけ最新の知見を基に評価していただきたいというコメントです。以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。では引き続き委員の皆様如何でしょうか。

○畑山委員

今のお話にも関係するところですが、BCPについては、やはり強靱化というものと、柔軟に対応できるしなやかさがこれからの災害対応で求められている中で、しなやかさというところに、BCPのポイントがあると思っています。具体的な項目で言えば、今仰られたように、大体何日ぐらいで復旧できるのかという見通しを事前に出しておくことだと思います。これは、事業者ごとに幅があるものになるかと思いますが、各事業者で評価をしていただくことになるかと思いますが。とは言え、それほど被災経験が無いところには、どの程度で復旧できるのかということ、なかなか算定しにくい部分だと思います。過去の事例から、復旧にかかる日数がどのくらいになるのかを調べ、フラジリティみたいなものを作ることが建物被害の復旧に関してはよくとられている方法ですので、この辺り全国的な調査をやられると指針として使えるのではないかと思います。あと、BCPのガイドラインも作ることを検討されているという話ですが、ガイドラインは難しいところがあり、BCP自体があまり作られていないですし、実際にこれを作って、これがあつたおかげでビジネスが非常に円滑にいきましたということがまだまだ少ないと思います。そういう状況の中で、標準的及びガイド的なものを作るとなると、なかなか最適なものを作るのが難しいと思います。最初から「最適」と言ってしまうと、実際には足りない項目があつたり、あるいは余分な項目があつたりという話になり、なか

なか皆様で使うには使いにくくなってしまうと思います。こういう時のやり方として、まず最低限これだけという項目を示すのと、最大限これだけあればという項目を示していくことが大切です。条件で言うと必要条件と十分条件が一致すれば、必要十分条件になります。これについては、まだ、よく分からない点が多いと思われるので幅があるところで書かれる必要があると思いますけど、その部分を明らかにされた形でガイドラインを作られた方が良いかなと思っています。必ずやらなくてはいけないところは必ずやらないといけないという形で強調するなり、項目を分けるなりにすることが大切です。こういうことをやった方がいいという話は、やるやらないという話ではなくてやるもいいかも知れないというレベルかと思っています。これを作って実際に運用をしていった中で、必須としたもので実際には必須ではなかったものがあれば、改定していく必要があるのと、逆に必須ではないと言っていたものが必須になるというものもあるかと思っています。これは、何度か繰り返さないと最適というものが作れないと思いますので、頻度があまりない災害の中でこういうものを作ろうとする時には、その辺を意識されながら作成いただけるといいと思います。

あとコンセッション方式の話ですが、導入に関して質問させて下さい。今回熊本県さんのプレゼンを聞かせていただいた中で、学識者で石井先生が入っていたというお話だと思いますが、おそらくこれは最終的に事業者を選ぶ際に中立的な目で評価をいただける学識者の方の意見が非常に重要ではないかと聞こえました。でも、中々それをやれる人材がいない状況ではないだろうかと私には思いましたが、この辺は人材的には大丈夫なのかとか、学識者の先生の重要度がどのくらいのものなのかと言うことを少し聞かせただけると有り難いと思います。以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。質問につきましては後ほど事務局の方から回答したいと思います。それでは、引き続き、他の委員の方から意見ございますか。

この方式では難しいので名簿順で指名させていただきます。

○石井委員

今、畑山先生からコンセッションの審査の件で質問がありました。これはまた、永松様の方からお話があると思いますが、学識者は5人いました。そのうち4人は大学の教員です。あと1人は県の担当の責任を負っている方です。常に中立公平ということが大前提です。全く一切のバイアスを受けないで審査をします。先ほど課長からも話がありましたけど、これは初のモデルになりますので様々な観点から検討をしました。そして、その前に課長から話があったよ

うに、国の方から多大なる支援を受けたリサーチもあり、デューディリジェンス等の調査を2年間に渡って様々な観点から経済産業省の支援を受けて行いました。この調査が非常に有益だったということは紛れもない事実でした。ただ、それだけでは達成できませんので、直前の様々な実施方針に基づく手続き、それから関係書類の作成をしてから公募をする。さらに、問い合わせに対する対応及び現地調査、とにかく様々な作業が山のようにありました。これは熊本県だから第1号でできたことであると私は思っております。熊本県の課長はじめ、企業局の皆様のレベルの高さは凄いです。県庁の中でトップクラスの方々が企業局に集められたと感じました。これはコンセッションをやるからというのかどうなのか分かりませんが、凄いです。私も全国の事業者の皆様と関係がありますが、熊本県だからできたのだとつくづく思いました。今回は、宮城県のコンセッションが発表になりましたけど、宮城県の場合には上水と工水と下水というみやぎ型管理運営方式と言われる方式で、各部門からエース級の方が関わり、国からも責任者が行っていますので非常に支援の手が厚かったということを知っています。熊本県の場合には相談相手は経産省が中心でしたし、それから、また直前で様々な作業が必要になり、費用負担も大きかったのではないかと私は思っております。今日も課長からお話を聞いたところ、支援外で数千万の費用がかかったと聞きましたので、これはなんとかPPP/PFIを導入するために、実施方針策定以降も様々なことが必要であると熊本県のケースで分かりました。そういったことに対する予算措置をしないとなかなかできないと思いました。今回のケースについては、日経グローバルの2月15日号、それから2月下旬の日経の電子版でも取り上げられて、非常に注目されています。今回は大きな注目を集めましたけれども、実際に行う段階になると、これほど難しい作業はないと思いました。一体的に行う方が非常にやりやすく、応援の仕組みも増えてくると思っています。今回、塩手課長からもとりまとめ骨子案で、前回の委員会の意見等を踏まえ、今後の方向性を見出した案を作ってくださいました。これを基にして、先ほど山口県の正司管理者からも話をいただいたように、ミスマッチがないような形で支援の手を広げていただければと思います。全国にある240の工水事業数の約半分程度は厳しい経営状況にありますので、その方々の支援というものが必要な状況です。今回の骨子案に基づいて新ビジョンやBCPを作成していただければ、かなりの事業者が経営の基盤強化を行えるのではないかと考えています。以上です。ありがとうございました。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。では続いて、名簿順で江夏センター長をお願いします。

○江夏委員

野村資本市場研究所の江夏です。熊本県の事例を拝聴させていただき、感じたのは、とても丁寧なプロセスを経て実現をしたということです。ロジックがしっかりしていたので多様なステークホルダーの共感を得て連携することができたのではないかと感じました。これは地道なことかも知れませんが、良好な事例が蓄積されていくことが、日本全体の水道関係のコンセプション実現に向けて、とても重要なことなのであらうと改めて感じたところです。

それから骨子案ですが、全体的にはこれまでの議論が丁寧かつ簡潔にまとめられていて良かったと思えました。特に、BCPのところは小規模の事業者等を取り残さないように配慮をして書いていただけたと思います。また、2点ほど気になったところがありました。

1点目は、BCPは、一度作ったら終わりではなく、定期的に見直す必要があるので、定期的又は適宜などの表現を盛り込んでいただけたらと思えました。

2点目はやはり2020年の10月に、菅首相がカーボンニュートラルへのコミットを表明されたことです。世の中がカーボンニュートラルに舵を切っている中で、強靱化という部分で耐震化や浸水対策、停電対策が挙げられていますけど、これらの表現が気候変動対策に読めないことはないのですが、何かしらカーボンニュートラルを勘案していることを示しても良いのではないかと思います。参考になるものとしては、小泉先生も関わられた環境省が策定した「上水道・工業用水道部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」が挙げられます。また、厚生労働省でも、「令和2年度 脱炭素水道システム構築へ向けた調査等一式 報告書」を取りまとめています。工業用水道はインフラの中では比較的クリーンだと思いますが、世の中の流れを意識した記述があっても良いのではないかと思います次第です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。後ほど事務局の方からお答えいただきたいと思えます。続きまして、柏木委員をお願いします。

○柏木委員

レンゴウの柏木です。ユーザーの新しい取り組みとしてコメントをさせていただきます。中間とりまとめ骨子案で工業用水道の現状ということで、具体的

には設備が50年以上経過をしているということと、昨今の自然災害に対する対策を行う事が急務となっています。更に重要なところだと思いますが、工業用水道需要が当時から比べてかなり減少しています。それに伴い、収入も減少をしていることが現状です。加えて、民間企業では、働き手が少なくなってきました。こういう取り巻く現状を工業用水道事業者、それからユーザーは十分理解する必要があると思います。その中で、事業者においては最適化を図っていくことが大切です。民間のユーザーの私達としては、適切な対応を取ることが必要であると思います。事業者の最適化と言う位置づけはガイドラインの策定、あとはデジタル化という手法が骨子案に挙げられていますが、手段と目的をはき違えないようにしないとイケません。先ほど、畑山先生が仰っていたように、やはり、ガイドラインはそれ相応に、求められるガイドラインを明確に作りあげていく必要があると感じました。あと、デジタル化に関しても、例えば、色々な遠方監視とかになったとしても、それは本当に最適化につながっているのかを考えなければなりません。そのような議論を十分する必要があると思います。いずれにしても、事業者とユーザーが更に強力にコミュニケーションを取って強力な競争力が保てるような形にしていく必要があると思います。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。では、続いて木村委員をお願いします。

○木村委員

木村です。骨子案については、これまでの企業側からの私からの意見として、企業が不利益にならないように配慮をお願いしたいと考えています。経営改善の骨子案を拝見させていただきましたけど、まずはコスト削減に取り組むことが大切であると感じました。更に、デジタル技術等による最適化ということで、記載をさせていただき、私共の意見に配慮していただいた骨子案になっていると感じました。

山口県からの意見表明であります。その補助金の意見の中に漏水対策の意見がありました。企業側としても、非常に重要な観点だと感じました。是非、補助金の詳細を検討する際に、有効かつ有益な制度になるように配慮していただきたいと感じました。

それと経営改善の意見のところ、皆様に公表される内容は慎重にという意見がありました。これに関しては、私共企業としてお願いしたいところですので、ご配慮いただければと思います。

最後になりますけど、全体として BCP もそうですし、料金改定の話もそうですけど、コミュニケーションというのが非常に大切なものになると考えています。この理解が深まるように配慮をお願いしたいと感じました。以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。では、引き続き、嶋津委員お願いします。

○嶋津委員

誠にご丁寧なご説明ありがとうございました。各都道府県ですとか、場所場所で条件が違うことがよく分かりました。ありがとうございました。以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。続きまして、土田委員お願いします。

○土田委員

BCP の話がありましたけど、リスク管理上、最も重要な資料だと思いますので、早急に作成していただければと思います。ただ、皆様もおっしゃっていましたが、重要なのはその活用方法だと思っています。機構でも、今回のコロナの関係で元々あった BCP のインフルエンザ編を見直して、どのような対応をしたら良いのかを考えました。対策本部を作ることなど、その BCP の中に書かれていたことの見直しや追記をして、コロナ対応を行ってきました。実際に、陽性者が出てからはその時の保健所の対応はこのように行うとかの事例を BCP に基づいたマニュアルの中に入れてまとめました。今後、このようなことがあっても心構えみたいなのができたと思っています。BCP を作られるということですが、見直し履歴みたいなもの、「こういう見直しがありました」というような履歴ができるといいと思いました。

それと料金改定が困難ということで、ユーザーとのコミュニケーションが難しいというお話でした。機構の場合もユーザーからの負担金と補助金等で業務を行っている組織ですので、ユーザーへの情報提供というのは重要と考え、密に行っています。その中で、特にリスクコミュニケーションが重要であり、我々の施設も老朽化が進んでいます。「今の状態はこのようなもので、こういうような整備が必要です」、「来年これが必要になります」、「再来年はこれが必要になります」と、具体的な話をユーザーさんと以前から行っております。大きな設備の更新を行わないといけないという状態になりましても、早い時期からそのような話をしているところです。ユーザーとの関係では、そのようなり

スクコミュニケーションを積極的に行っていくことがとても重要ではないかと思いました。

あとコンセッション方式の説明の中で、1点だけ教えてほしいことがあります。ユーザー的にはこういうような民間が運営権を持つということで、意見や心配されたことがあれば、教えていただけたらと思います。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。引き続き、オブザーバーで参加をされている小野さん、何かございますか。

○オブザーバー 総務省 小野 氏

私共公営企業の観点での施策をしておりますので、今回の料金についての話で、割とある内容を1つコメントさせていただきます。

前々回かと思いますが、経営戦略を策定させていただいているということで、この会議でも発表させていただきました。経営戦略も作成して終わりではなく、私共としましては、状況が変わっていくということを踏まえながら、3年から5年で改定をしていただきたいということですので。具体的には、令和7年度までには見直ししていただきたいということをお願いしているところです。

工業用水道事業者さんにおいては、料金を改定してほしい部分にあたってはユーザーとの密接なコミュニケーションが先ほどから出ておりますが、原価計算がどのようになっているのかを理解しておく必要があります。そのうち、どのくらいが料金で回収できるのかということはある程度見える化をして、それを基にどのような方向性でいくのかということはある程度時間をかけていただく必要があると思いましたのでお願い申し上げます。

○小泉委員長

ありがとうございました。それでは、先ほど発言いただいた正司管理者、何か加えて発言ございますか。

○オブザーバー 正司公営企業管理者

色々な意見をいただきましたので、今後しっかりと経済産業省と意見交換ができると良いと思っております。以上です。

○小泉委員長

ありがとうございました。委員の皆様及びオブザーバーの皆様に通り返言いただきました。委員の皆様でまだ意見や発言に付け加えることがありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それではコメントや質問いただいたので、ここで塩手課長からよろしくお願ひしたいと思ひます。

○塩手地域産業基盤整備課長

委員の皆様、それからオブザーバーの皆様、今日は誠にありがとうございました。骨子案を示させていただき、大きくは異論なく受け止めていただいたと思ひております。

その上で、まず鍬田委員に仰つていただいたこと、上水と工水との関係の話がありました。この工業用水道政策小委員会ですが、実際に意味のある BCP というものを考えていく上で、またはユーザーとのコミュニケーションというところを視野に入れる場合には、工業用水のことだけを考えていくということは、ご指摘いただいたように、必ずしも適切ではないということであると思ひます。実際に、どのように導入していくのかを念頭に置きながら考えていきたいと思ひています。その際、復旧までどのくらい時間がかかるのかを考慮しなければいけません。まさに、ユーザー企業の方々とのコミュニケーションが非常に重要な部分になってくると思ひていますので、このようなところの検討、及びガイドラインの策定をしっかりと考えていきたいと思ひます。

それから、畑山委員に仰つていただいたところと、若干重複するところがありますが、やはり、しなやかさということをお話していただきましたが、私共としては、ガイドラインを作成してそれで終わりということではありません。事業者の皆様も、BCP を一旦作って終わりということではありません。まさに、先ほど仰つていたように必ず行わなければならないことと、行った方がよいことを折り込みつつ、一旦作成したあと、時間をかけて、チューニングしながら最適化をしていくようなことが大事なのだと思います。そういったことも、ガイドライン策定というところで併せて考えていきたいと思ひています。

それから、コンセッションの関連で質問をいただいた内容ですが、学識の先生方というのは、どのくらいの人材がいて、どのくらい重要なのかということにつきまして、ただちに、この場で答えを持っているわけではありませんので、あとでよろしければ、熊本県にもコメントいただければと思ひます。一方で、他省庁でも様々な取り組みをされているところであるかと思ひます。例えば、厚労省にせよ、国交省にせよ色々な関係省庁の取り組みを拝見させていた

だきながら、あるいは、その中でどのような人材がいるのかを情報共有していきながら、これからの施策に反映していきたいと考えています。

それから、石井先生には、様々なことを承知いただいた上でコメントをいただきましたので、そういったことを踏まえながら今回の骨子を更に洗練させた形で中間とりまとめという形に仕上げていきたいと思っています。

江夏委員の仰っていただいた良い事例の蓄積が重要というところはその通りです。それから、BCPにつきましては、先ほど他の委員のことで回答した通りです。カーボンニュートラルの話は、なかなか工業用水道事業として、関連づけられていなかったことですので、問題意識を持って絡めていければと思っています。ところでございますので、しっかり頭に入れながら、次回の中間とりまとめに何らかの形で反映できるかどうかを検討していきたいと思っています。

それから、柏木委員に仰っていただいたことで、特に手段と目的をはき違えてはいけないというのは、非常に重要な点だと思います。繰り返しになりますけど、作って終わりということではなくて、どのように生かしていくかということが非常に大事であり、そういう形にしていくことが重要だと思っていますので、そのようにさせていただきたいと思っています。

ユーザー企業と事業者との間でコミュニケーションが非常に重要だということは、それは仰る通りで、コミュニケーションを促していくという部分においては、我々としても汗をかいていきたいと思っています。

それから、木村委員も同様なことを仰っていただきましたが、まさにコミュニケーション強化のところで汗をかかせていただければと思います。

土田委員におっしゃっていただきましたBCPの履歴を残していくようなことは、ガイドラインの中では念頭においていきたいと思っていますし、料金改定の分野でもリスクコミュニケーションという話をご指摘の通りだと思っています。コンセッションの部分でユーザーの意見及び心配事という話がありましたので、もしよろしければ、後ほど熊本県から何かあれば仰っていただきたいと思っています。

それからオブザーバーの小野補佐につきまして、意見ありがとうございました。今後、協力させていただきたいと思っていますので引き続きよろしく願います。簡単ではありますが私からの発言は以上です。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。まずは、熊本県にユーザーからのご意見ということで何かございますか。

○ゲストスピーカー 永松 氏

熊本県でございます。ユーザー様の前に、県議会で条例を改正する前に議会筋の方からも、コンセッションで値上げがあるのではないかという心配もあり、条例改正時に料金改定については議決事項になるというのが言い忘れておりましたが熊本県の特徴です。一応そのことを議決時以降、ユーザーの方にも説明して、理解いただいていると感じているところです。

○小泉委員長

ありがとうございます。そうすると、この20年間、料金改定については議会で議決をしていくということでしょうか。

○ゲストスピーカー 永松 氏

そのようになっています。

○小泉委員長

絶対に値上げをしないということではなく、議会で決めていきましょうということになっているということでしょうか。

○ゲストスピーカー 永松 氏

経営状態を見て、どうしても料金を上げないと成り立たないということであれば、我々も一体となって議会にも説明をしながら理解をしていただくことになると思います。

○小泉委員長

ありがとうございます。その他、先ほどの塩手課長の説明の中で委員の皆様の中でまだ質問したいことがありましたら、質問いただければと思います。

ここで、愛知県の小瀬村技術監が出席されたということですので、オブザーバーとして発言を承ります。

○オブザーバー 小瀬村 氏

愛知県の小瀬村です。先ほどから、今後の施策について皆様から意見があったように、私ども工水事業者としましても、工業用水道事業の強靱化に向けた重要な取り組み内容があつて、必要であると考えているところです。私共事業体としても、今後とも施設及び組織や人的資源の面からもやはり強靱化、更にはBCPにつきましてもやはり作って終わりではなくて活用の検証をしていくことを進めていきたいなと思います。そういった取り組みを持って工水事業の

全体として強靱化にしっかりと取り組んでいきたいところです。今後ともよろしくをお願いします。

○小泉委員長

ありがとうございました。その他意見は委員の皆様からございますか。私もBCPについては10年前になりますけど、水道は水道、下水道は下水道とバラバラでのBCPではなく上下水道のBCPを全国に先駆けてあるところで策定をしました。上工下水等のライフラインは本来であれば、横串を通して全体的なBCPというものを考えていく必要があると思っております。今回、工水単体として作っただけで終わってしまい、紙で置いておいてあるだけではいけないと思います。やはり、先ほどの意見にもありましたように見直していく。そして、時々修正をしておくということが非常に大事なかと考えております。色々今日は非常に貴重なご意見をいただき他に議論も尽きないところではあります。意見はこの辺で終了したいと思っております。皆様ありがとうございました。参加の委員で通信環境の関係で発言いただけなかったことがありましたら、事後的な意見の提出についても受付をするということですので、事務局に提出していただければと思います。後で思いついたことなども結構だと伺っています。最後になります。桜町地域経済産業政策統括調整官から総括的なコメントをいただき、今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。それではよろしくをお願いします。

○桜町地域経済産業政策統括調整官

本日も委員とオブザーバーの皆様、活発な議論をいただき、ありがとうございました。とりまとめ骨子案を本日示させていただいたところではあります。冒頭にもありましたように、工業用水道事業は施設の老朽化が進んでおり、激甚化する自然災害も増えています。現状の課題も様々ありまして、経営の課題もあります。ある意味事業としてのターニングポイントに来ているのだらうなと思っております。そういう中で、骨子案を示させていただいて、その中で全体としての方向性を共有できたのかなと思っております。有用な意見を多数いただき、感謝を申し上げたいと思っております。それから、とりまとめについては、引き続き、協力をいただきながら、小委員会の中でとりまとめていただければと思います。今日も様々な話をさせていただき、それぞれの事業者ごとの実情が様々ある中で、BCPを策定していかなければならないと感じました。それぞれにおいて、災害の状況も違いますし、復旧の仕方についても違うと思っております。とりまとめはとりまとめとしてまとめていただくとして、先にと言います。色々な運用ですとか自治体の適用など、現場の皆様からの様々な実

情を配慮させていただきながら行うことがやはり重要なのだろうと今日改めて感じました。そういったところをきめ細かく進めていきたいと思いますので、引き続きこの小委員会で協力を賜ればと思います。本日も本当にありがとうございました。

○塩手地域産業基盤整備課長

それでは、今後のスケジュール等です。まず委員の皆様方におかれましては、様々なご意見を賜り、本当にありがとうございました。それから、山口県の正司管理者におかれましては、事業者を代表しての意見表明をしていただきまして本当にありがとうございました。それから、熊本県の永松様におかれましては大変有意義なプレゼンテーションをいただき、感謝を申し上げます。

今日、様々なご意見を頂戴しましたので、こういったことを行いながら次回の第12回小委員会では中間とりまとめ報告書案今回いただいたご意見をできるだけ反映した形でまとめて示したいと思っています。次回の12回の開催は5月下旬頃に開催するべく、日程調整をさせていただきたいと考えています。よろしく申し上げます。

○小泉委員長

どうもありがとうございました。それでは、以上を持ちまして本日の議事は全て終了しました。これを持ちまして第11回工業用水道政策小委員会を閉会します。本日はありがとうございました。